

(2021年4月21日制定)

## TORFの公表レート等の修正に係る取扱い方針

株式会社QUICKベンチマークス

### 1. 目的

本方針は、TORF（東京ターム物リスク・フリー・レート）業務規程第17条にもとづき、TORFの公表レート等の修正に係る取扱い方針を定めることを目的とする。

### 2. 定義

用語の定義は、次に掲げるものを除きTORF業務規程に定めるところに従う。

#### (1) 誤算出

株式会社QUICKベンチマークス（以下「QBS」という。）またはレポートイング・ブローカーが、TORF業務規程、TORF行動規範、レポートイング・ブローカーがTORF行動規範にもとづき定める社内規程に定める方法もしくは手順に従わずにレートを報告または公表レートを算出したことをいう。なお、公表レートまたは報告レートを算出する際に把握しえない事情によるものは除く。

### 3. 報告レートの欠落・誤りに係る報告

レポートイング・ブローカーは、報告レートの欠落または誤りを認識した場合には、速やかにQBSに対して、別途QBSが定める様式により、欠落または誤りの理由および修正前後の報告レートを報告しなければならない。

### 4. 公表レート等の修正に係る取扱い

#### (1) 原則的な取扱い

##### ①公表レートの取扱い

QBSは、公表後の公表レートは修正しないものとする。

##### ②報告レートの取扱い

QBSは、公表レート公表後に報告レートは修正しないものとする。

## (2) 例外的な取扱い

前項に関わらず、QBSは、当日午後6時までに判明した誤算出の結果、公表レート水準に著しい影響が生じる場合(2bp(0.02%))を目途とする。なお、本水準については、必要に応じて見直しを行い、変更する場合には事前に周知期間を設けるものとする。)には、TORF企画運営委員会において公表レート等の修正について検討のうえ、取締役会の決定により公表レート等を修正することができる。

QBSは、公表レート等を修正した場合には、当日午後7時までにQBSウェブサイトにもその旨を公表するとともに、情報提供会社に修正後のレートを配信し公表するものとする。なお、この場合の公表レート等は、当日の午後5時時点の公表レート等を修正したものとする。

## 5. 透明性の確保

QBSは、四半期に一度、公表レート等の誤算出の有無について公表するものとする。

## 6. 改正

本方針の改正は、企画運営委員会で検討のうえ、取締役会で行う。なお、本方針の改正に当たっては、取締役会への付議に先立ち、TORF監視委員会に報告のうえ承認を得なければならない。

(附則)

### 1. 実施日

本方針は、2021年4月26日から実施する。

以上